

子どもたちの健やかな環境と充実した保育制度の実現に関する意見書

少子・高齢化が急速に進行する中、次代を担う子どもたちが健全に育つ環境を整備することは、国にとっても、地方自治体にとっても最優先すべき課題である。

現在、国においては、保護者と保育施設の直接契約制度、幼保一元化、子ども・子育て財源の一元化による市町村への包括交付と、地域の実情に応じた給付など、現制度の大幅な改革が検討されている。このような大きな制度変更にあたっては、その与える影響を慎重に検証しなければ、地方自治体の財政事情や地域事情による、保育制度や環境の質の低下、保育の産業化、地域間格差が広がる可能性が懸念される。

また、地方自治体への十分な財源保障がなければ、保育所最低基準を緩和し、地方自治体に裁量の余地を与えても、質の向上を望むことは難しく、さらに、それぞれの果たすべき役割や機能が異なる保育園と幼稚園の地方の実態を十分に踏まえない形での全国一律的な一元化となれば、就学前の子育ての在り方に混乱をもたらす可能性が高いと思われる。

よって、国においては、子どもたちが健やかに育つ環境がしっかり確保され、充実した保育制度となるよう、次の事項への配慮を強く要望する。

記

1. 将来的な保育制度の設計にあたっては、保育環境の低下を招くことのないよう、地方の実態を踏まえた慎重な議論を行い、拙速な制度変更を行わないこと。

2. 保育施設の設置及び運営に対しては、地域事情や財政状況により、保育の質の低下や、地域間格差が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 10 日

山形市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣(少子化対策担当) あて

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣